



平成 25 年 1 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社松屋フーズ
代表者名 代表取締役社長 緑川 源治
(コード番号 9887 東証第 1 部)
お問合せ先 専務取締役経営管理本部長 鈴木 治夫
T E L : 0422-38-1129

株主優待制度の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 1 月 17 日開催の当社取締役会において、株主優待制度の変更に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 株主優待制度変更の理由

当社は、株主様を支援顧客層と位置付け、株主の皆様からのご支援にお応えするとともに、当社の事業内容をより一層ご理解していただくことを目的として、株主優待制度を実施しております。

今回の変更につきましては、株主優待の対象メニューを食数構成比上位のものに絞らせていただくことで、従来より株主様からご意見のありました店舗での使い易さに加え、当社主要メニューに対するご理解をより深めていただくことを目的に内容を一部変更するものです。

2. 株主優待制度の変更内容

変更前	変更後
1. 株主優待の方法 毎年 3 月 31 日現在、株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主様が対象。	1. 株主優待の方法 (同左)
(1)優待基準 所有株式数 100 株以上の株主 (一律) に対し、自社指定メニューより 1 品選択可能な優待食事券を 10 枚を贈呈する。	(1)優待基準 <u>所有株式数 100 株以上の株主 (一律) に対し、自社の 3 月末時点での主要メニューより 1 品選択可能な優待食事券を 10 枚贈呈する。</u>
(2)取扱店舗 「松屋」直営全店舗、「松乃家・松八・チキン亭」のとんかつ業態全店舗、「セロリの花」のラーメン業態全店舗店内での飲食の他、お持ち帰りにも利用できる。	(2)取扱店舗 <u>牛めし業態の「松屋」、とんかつ業態の「松乃家・松八・チキン亭」全店舗で店内での飲食の他、お持ち帰りにも利用できる。</u>
(3)優待食事券 10 枚を本社に返送された場合は、「弊社製品詰め合わせセット」と引き換える。	(3) (同左)
(4)有効期間 店舗での利用有効期間 ・ 6 月下旬に発送、有効期間は翌年の 6 月 30 日まで。 ・ 「弊社製品詰め合わせセット」への引き換えは、当社の定めた期限までとする。	(4)有効期間 (同左)

3. 変更時期

平成 25 年 3 月 31 日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主から適用致します。

4. お引き換えの弊社製品詰め合わせセットの内容

平成 25 年 3 月 31 日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載された株主の皆様に対しては、冷凍個食パックの「牛めしの具 (4 食), 豚めしの具 (3 食), およびオリジナルカレー (3 食)、合計 10 食」を予定しています。

以上